明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八）　一
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同九）　二
〔告　示〕
○食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一）　四
○少年院種類表の一部を改正する件（法務二三）
○地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（厚生労働二四）
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十二年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）試験専門委員（人事院）　一〇
二千二十二年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）
二千二十二年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）
二千二十二年度法務省専門職員（人間科学）採用試験試験専門委員（同）
二千二十二年度財務専門官採用試験試験専門委員（同）
二千二十二年度国税専門官採用試験試験専門委員（同）
二千二十二年度食品衛生監視員採用試験試験専門委員（同）
二千二十二年度労働基準監督官採用試験試験専門委員（同）
二千二十二年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）
二千二十二年度国家公務員採用試験施行計画（同）
二千二十二年度外務省専門職員採用試験施行計画（外務省）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第八号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十条第一項、第二十一条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月一日　経済産業大臣　萩生田光一

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第十五中「（第15条関係）」、「印」及び「1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「2．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。」を「用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。」に改める。

様式第十六中「（第18条関係）」を削る。

様式第十七中「（第17条関係）」、「印」及び「1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「2．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。」を「用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。」に改める。

様式第十八中「（第19条関係）」を削る。

様式第十九中「（第20条関係）」を削る。

様式第二十中「様式第二十」を「様式第20」に改める。

様式第二十一中「様式第二十一」を「様式第21」に改める。

様式第二十二中「様式第二十二」を「様式第22」に改める。

様式第二十三中「様式第二十三」を「様式第23」に、「第26条第３項」を「第25条第３項」に改める。

様式第二十四中「様式第二十四」を「様式第24」に、「第26条第４項」を「第25条第４項」に改める。

様式第二十五中「様式第二十五」を「様式第25」に改める。

様式第二十六中「様式第二十六」を「様式第26」に、「第27条第４項」を「第26条第４項」に改める。

様式第二十七中「様式第二十七」を「様式第27」に、「第27条第５項」を「第26条第５項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○経済産業省令第九号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月一日　経済産業大臣　萩生田光一

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。